

規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
分 離	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

様式第三号中

課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
分 離	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。
